

1月13日(日)、午前10時

# 消防出初式

新春行事の出初め式は、明暦3年(1657年)の明暦の大火を契機として、1659年に老中稲葉伊予守正則が定火消4隊を率いて上野東照宮前で出初めをし、氣勢を上げたことが起源となっています。

当時、焦土の中にあつて苦しい復興作業に絶望的な状態にあつた江戸市民に、大きな希望を与えました。これが次第に儀式化され恒例の行事となり、今日の出初め式に受け継がれています。

市消防本部でも、はしご車や救急車、市内14消防分団の消防車両、重機隊などが参加し、「消防出初式」を実施します。

市民の皆さんもお誘い合わせの上、ぜひご覧ください。

とき 1月13日(日) 午前10時

(小雨決行)

ところ 石川河川敷川西グラウンド

問い合わせ 市消防本部消防総務課

〔☎(23)1123〕



## 1月26日は文化財防火デー

～重要文化財旧杉山家住宅で1月23日(水)、消防訓練を実施～

昭和24年1月26日、法隆寺の金堂で火災が発生し、壁画が焼損したことから、毎年この日を「文化財防火デー」と定め、文化財防火運動が全国的に実施されます。

市消防本部でも、大切な財産である文化財を火災や地震などの災害から守り、市民の皆さんの文化財保護と防火意識の高揚を図るため、重要文化財の消防訓練を実施します。

同訓練では、ドローンを活用し、上空からの映像をもとに、的確な指揮活動や



消火活動を実施します。

とき 1月23日(水)、午前10時30分

ところ 旧杉山家住宅  
問い合わせ 市消防本部警備救急課

〔☎(23)1125〕

## 地域ぐるみで防災対策を!

- 毎年1月17日は防災とボランティアの日
- 1月15日～21日は防災とボランティア週間です

平成7年に発生した阪神・淡路大震災において、災害時のボランティア活動の重要性が広く認識されたことから、「防災とボランティアの日」と「防災とボランティア週間」が定められています。

皆さんも、この機会に防災への認識と日頃の備えを確認しましょう。

問い合わせ 危機管理室 (内線9503)



平成30年9月の台風第21号において開設された「市災害ボランティアセンター」による高齢者住宅でのボランティア作業の様子

### 防火管理者資格取得講習会

消防法の規定により、一定基準以上の建物には防火管理者を選任し、消防長に届け出るとともに、防火管理上必要な業務を実施しなければなりません。

市消防本部では、この資格を付与するための講習会を実施します。

とき 2月21日(木)、22日(金)、午前9時～午後4時ごろ (全2回)

ところ 市消防本部

定員 80人

受講料 1450円

申し込み 1月21日(月)～25日(金)、午前9時～午後5時に、市消防本部予防課〔☎(23)1124〕へ(申し込み先着順、電話申し込み不可)

# 高齢者の交通事故防止

府下の交通死亡事故の件数は年々減少しているものの、高齢者の占める割合は全体の約半分となつていま

す。交通事故に遭わないために、日頃から十分注意しま

## ◇歩行中の事故

道路の斜め横断は、道路を歩く距離が長くなり、事

故に遭う可能性が高くなつて大変危険です。

道路を横断するときは、信号機のある横断歩道を渡るようにし、横断する前

は、必ず立ち止まって左右の安全確認をしましょう。

また、信号

機のない横断歩道を横断するときはハン

ドサインやアイコンタクト

で安全を確かめてから渡りましょう。



## ◇運転中の事故

アクセルとブレーキの踏み間違いなど「運転操作不適」による事故が近年急増しています。

運転するときは、いつも以上に安全確認をしましよ

# 教育長に 芝本 哲也さんが再任

平成30年第4回市議会定例会の同意を受けて、12月7日付で、芝本 哲也さん(60歳)が教育長に再任されました。任期は3年です。

芝本さんは、民間企業に勤務の後、昭和59年より中

学校教諭、平成12年より市教育委員会に勤務、明治池中学校教頭、富田林小学校長などを歴任し、平成27年12月より教育長を務めています。

問い合わせ 教育総務課 (内線355)

# 四季雑感

富田林市長 多田 利喜



平成31年の新春を寿ぎ、市民の皆さまのご健勝を祈念申し上げます。

さて、多くの市民の皆さまが待ち望まれた富田林病院の建て替え事業が、いよいよ1月より本格工事に着手します。現在の病院は開設以来42年が経過し、施設・設備の老朽化が進み、医療サービスの提供に影響を及ぼしかねず、利用者の皆さまからも使い勝手など種々のご意見を承っていましたが、ようやくそれらを改善し、さらに質の高い医療を安定的に供給できる病院が、近い将来完成するものと大いに期待しています。

工事期間中は、既存の施設で診療を続けながら、完成した部分から移転し、その後、旧施設を解体するという手法を用いますので、患者の皆さまにはご不自由をお掛けしますが、何卒、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

なお、新病院完成後は、南河内地域の中核的医療機関として、また市の災害医療センターとしての機能を十分に果たし、市民の皆さまにより満足度の高い医療サービスを提供できるものと考えています。完成時期については、目標として2020年10月一部供用開始、2021年秋のグランドオープンを予定しています。今後とも建て替え工事を温かく見守っていただきますよう、お願いします。

最後になりますが、今年一年が市民の皆さまにとりまして、より一層幸多い年となりますことをお祈りします。

# 1月10日は「110番の日」

■「事件」「事故」など緊急時は「110番」を

もし、110番するとき  
に現在地が分からない場合は、近くに道路標識があれば、道路標識の柱に貼られているシールの番号(上3桁、下5桁)を警察官に伝えてください。  
相談など緊急ではない通



報は、警察相談専用電話(☎#9110)か、富田林警察署(☎(25)1234)へ。

■いたずら110番は犯罪です

本当に困っている人たちのために、いたずら110番はやめましょう。  
問い合わせ 富田林警察署

## 年末年始のごみ収集日

※下表にない収集地域は通常の日程で収集します。  
 ※下表中の空欄になっているゴミの収集については通常の日程で収集します。

<b>燃えるごみ</b>		1月4日(金)より通常の日程で収集します。 ※1月1日(祝)～3日(休)は休み。 ◎月・木曜日の収集地域は、年末は12月31日(月)まで、年始は1月7日(月)から ◎火・土曜日の収集地域は、年末は12月28日(金)まで、年始は1月4日(金)から ◎水・日曜日の収集地域は、年末は12月29日(土)まで、年始は1月5日(土)から				
<b>粗大ごみ</b>		1月4日(金)より通常の日程で収集しますが、1日(祝)～3日(休)の収集地域は、 下表の日程に変更して収集します。				
<b>資源ごみ</b>	<b>カン・ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、牛乳パックなど</b>	1月4日(金)より通常の日程で収集しますが、1日(祝)～3日(休)の収集地域は、 下表の日程に変更して収集します。 ※収集日程の変更により、次の週も同じ資源ごみの収集がある場合があります。				
	<b>収集地域</b>	<b>粗大ごみ</b>	<b>カン・ビン</b>	<b>ペットボトル</b>	<b>プラスチック製容器包装</b>	<b>牛乳パックなど</b>
ア・カ行	青葉丘、加太、五軒家		1/3(木)→1/10(木)	1/3(木)→1/10(木)		
	旭ヶ丘町、栗ヶ池町、梅の里、川面町、喜志町(大字含む)、喜志新家町、木戸山町	1/2(水)→12/29(土)				
	川向町		1/1(祝)→1/8(火)	1/1(祝)→1/8(火)		
	甘南備、久野喜台		1/2(水)→1/9(木)	1/2(水)→1/9(木)		
	甲田	1/2(水)→12/29(土)	1/1(祝)→1/8(火)	1/1(祝)→1/8(火)		
	小金台				1/2(水)→1/9(木)	1/2(水)→1/9(木)
サ・タ行	金剛錦織台、金剛伏山台				1/3(木)→1/10(木)	1/3(木)→1/10(木)
	西条町、桜井町、通法寺町	1/2(水)→12/29(土)				
	桜ヶ丘町、新家一丁目	1/2(水)→12/29(土)	1/1(祝)→1/8(火)	1/1(祝)→1/8(火)		
	佐備、寺池台一丁目		1/2(水)→1/9(木)	1/2(水)→1/9(木)		
	清水町				1/1(祝)→1/8(火)	1/1(祝)→1/8(火)
	新青葉丘町		1/3(木)→1/10(木)	1/3(木)→1/10(木)		
	新家二丁目、常盤町		1/1(祝)→1/8(火)	1/1(祝)→1/8(火)		
	新堂(PLのみ)	1/1(祝)→12/25(火)				
	須賀				1/3(木)→1/10(木)	1/3(木)→1/10(木)
	高辺台				1/2(水)→1/9(木)	
	谷川町、富田林町				1/1(祝)→1/8(火)	
ナ・ハ行	廿山、寺池台二～五丁目				1/3(木)→1/10(木)	
	津々山台				1/2(水)→1/9(木)	1/2(水)→1/9(木)
	中野町(大字含む)、中野町東				1/1(祝)→1/8(火)	1/1(祝)→1/8(火)
	中野町西	1/2(水)→12/29(土)			1/1(祝)→1/8(火)	1/1(祝)→1/8(火)
	楠風台		1/2(水)→1/9(木)	1/2(水)→1/9(木)		
	西板持町、東板持町		1/1(祝)→1/8(火)	1/1(祝)→1/8(火)		
	錦ヶ丘町、平町	1/2(水)→12/29(土)				
	錦織北・中・東・南		1/3(木)→1/10(木)	1/3(木)→1/10(木)		
マ・ヤ・ラ・ワ行	伏山				1/3(木)→1/10(木)	1/3(木)→1/10(木)
	本町				1/1(祝)→1/8(火)	
	南旭ヶ丘町、宮町	1/2(水)→12/29(土)				
	宮甲田町	1/2(水)→12/29(土)	1/1(祝)→1/8(火)	1/1(祝)→1/8(火)		
	山手町、龍泉		1/2(水)→1/9(木)	1/2(水)→1/9(木)		
	若松町一丁目	1/2(水)→12/29(土)			1/1(祝)→1/8(火)	
若松町二～五丁目				1/1(祝)→1/8(火)		
若松町東				1/1(祝)→1/8(火)	1/1(祝)→1/8(火)	

**年末年始のごみ・し尿収集日**  
**ごみは年末が12月31日(月)まで**  
**年始は1月4日(金)より通常どおり収集します**

問い合わせ 衛生課  
 (内線144～146)

## 年末年始のし尿収集日

※毎月の収集日は、市ウェブサイト(衛生課のページ)に掲載しています。  
 ※収集日は、多少前後する場合がありますのでご了承ください。

し尿収集地域		し尿収集日	し尿収集地域	し尿収集日	
ア・カ行	青葉丘、加太、喜志町五丁目、五軒家	12/27(木)、1/11(金)	中佐備、楠風台、東板持町	1/10(木)	
	旭ヶ丘町	1/7(月)	中野町	1/5(土)	
	嬉(桜ヶ丘)、彼方	1/12(土)	中野町西	12/25(火)、1/11(金)	
	嬉(桜ヶ丘除く)	1/11(金)	西板持町(柏木住宅)	1/7(月)	
	上佐備、甘南備	1/10(木)	西板持町(柏木住宅除く)	1/7(月)、8(火)	
	川面町、喜志町一～四丁目、北大伴町、木戸山町	1/4(金)	ナ・ハ行	錦ヶ丘町、富美ヶ丘町	12/29(土)、1/17(木)
	川向町	1/7(月)	錦織(大字)、錦織南、伏山(聖ヶ丘含む)	12/26(火)、1/15(火)	
	喜志新家町	1/9(水)	錦織北	12/25(火)、1/8(火)	
	甲田(北甲田含む)	12/25(火)、1/8(火)	錦織中・東(笹原町除く)、伏見堂(青山台)	12/25(火)、1/14(木)	
	寿町一丁目	1/5(土)	錦織東(笹原町)、伏見堂(青山台除く)	1/11(金)	
	寿町二～四丁目	12/25(火)、29(土)、1/11(金)、17(木)	平町	12/26(火)、1/9(火)、10(木)	
サ・タ行	西条町、桜井町、通法寺町	1/4(金)	別井	1/4(金)	
	桜ヶ丘町	1/8(火)、9(水)	本町	12/26(火)、1/14(木)	
	下佐備、廿山	1/10(木)	マ・ヤ・ラ・ワ行	南大伴町	1/8(火)
	昭和町	12/28(金)、1/16(水)	宮甲田町	12/26(火)、1/14(木)	
	新家	12/26(火)、1/14(木)	宮町	12/28(金)、29(土)、1/4(金)	
	須賀(大字含む)	12/26(火)、1/15(火)	山中田町	1/7(月)	
	谷川町	1/5(土)	横山	1/12(土)	
	常盤町(国道筋)	1/7(月)～9(水)	龍泉	1/10(木)	
常盤町(国道筋除く)	1/4(金)	若松町	1/4(金)、5(土)		
富田林町	12/28(金)、1/7(月)、16(水)	若松町西	12/25(火)、1/11(金)		
		藤野ミゼット車収集地区	1/7(月)		
		阪南ミゼット車収集地区	12/27(木)、1/11(金)		

○印は業務日

施設名など	とき	26 (水)	27 (木)	28 (金)	29 (土)	30 (日)	31 (月)	1 (火)	2 (水)	3 (木)	4 (金)	5 (土)	6 (日)
市役所・金剛連絡所		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-
市役所日曜窓口		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
休日急病診療 ※1		-	-	-	○	○	○	○	○	○	-	-	○
済生会富田林病院（外来診療）		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	-
保健センター		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-
水道お客様センター		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
市民総合体育館・青少年スポーツホール		○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○
総合スポーツ公園		○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○
図書館（中央・金剛）		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
公民館（中央・金剛・東・喜志分館）		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
人権文化センター・児童館		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	-
Top'ic（きらめき創造館）		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
すばるホール ※2		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
レインボーホール（市民会館）※3		-	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
市民公益活動支援センター		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-
総合福祉会館（社会福祉協議会）※4		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
かがりの郷 ※5		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
けあばる ※6		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
農業公園サバーファーム		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
にこにこ市場		○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	○
旧杉山家住宅・じないまち交流館・旧田中家住宅		○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
レインボーバスの運行		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
富田林斎場		○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	○	○
富田林霊園管理事務所 ※7		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
自転車等保管所（撤去自転車など）		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	-
きらめきファクトリー		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○

# 年末年始の 業務案内

※市役所の業務は、  
年末が12月28日(金)まで、  
年始は1月4日(金)からです。

※1 内科・歯科は休日診療所、小児科（中学生まで）は済生会富田林病院で診察しています。受付時間などは、19ページをご覧ください。

※2 12月28日(金)、1月4日(金)は午後5時30分で閉館します。

※3 12月28日(金)は浴場の利用はできません。

※4 12月27日(木)、28日(金)、1月4日(金)は浴場の利用はできません。

※5 12月28日(金)、1月4日(金)は浴場の利用はできません。

※6 介護老人保健施設は12月29日(土)～1月3日(水)は面会できますが、入所相談や支払いなどの受け付けはできません。

※7 12月29日(土)～1月3日(水)も墓参りはできます。

## 食品ロスを減らそう！

### 食品ロスをご存じですか？

食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。

日本では、生産・輸入される食品のうち、約20割が廃棄されています。廃棄された食品の約30～45割がまだ食べられるものであり、その約半分が家庭から出ています。一人当たりの食品ロスを試算すると1年間で約15キログラム、これはご飯1食を250グラムとすると、60食分に相当します。

### 食品ロスを減らすには

○賞味期限と消費期限を正しく理解しよう

#### 賞味期限

「おいしく食べることができる期間」。この期限を過ぎても、すぐ食べられなくなるということではない。

#### 消費期限

品質の劣化が早い食品に表示される「食べても安全な期限」。この期限を過ぎたら食べない方が安全。

賞味期限と消費期限、どちらの期限表示も開封前の期限が表示されています。一度開封した食品は、期限に関わらず早めに食べましょう。

○食べ残しを出さない工夫をしよう

・料理は食べられる量だけ調理し、なるべく残さず最後まで食べ切りましょう。

・飲食店やイベント、お祭りなどで外食するときは、食べ切れる量を注文しましょう。

○環境にやさしい工夫をしよう

・調理をするときは、なるべく食材の厚むきをせずに無駄なく使いましょう。

食品ロスは、一人一人が少しずつ取り組むことで、大きく削減することができます。

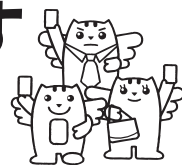
皆さんも「もったいない」を合言葉に、身近なことから少しずつ、食品ロスの削減にご協力をお願いします。

※詳しくは消費者庁ホームページ [http://www.caa.go.jp/policies/policy/sumer\\_policy/information/food\\_loss/](http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/) をご覧ください。

問い合わせ 商工観光課 (内線483)



# 今年統一地方選挙の年です



今年、統一地方選挙が実施されます。  
私たちは、選挙によって

選ばれた代表者を通じて政治に参加し、意思を反映させていきます。地方自治体の議会議員や首長を選ぶ選挙は、私たちに最も身近な政治参加の機会です。

府議会議員一般選挙は、

3月29日(金)に告示され、4月7日(日)が投票日です。

また、市議会議員一般選挙および市長選挙は、4月14日(日)に告示され、21日(日)が投票日となります。

市議会議員選挙は、今回の選挙より定数を1人削減し、18人になります。

私たちの意思を正しく反映させるためにも、必ず投票しましょう。

※期日前投票所は、市役所

庁舎に加え、金剛連絡所(2階ホール)にも開設します。投票日に投票できない人はぜひご利用ください。

## 立候補予定者説明会

市議会議員一般選挙および市長選挙の立候補予定者説明会を、次のとおり開催します。

とき 2月12日(火)、午後1時30分～3時30分ごろ

ところ 市役所401会議室(当日、直接会場へ)

※出席は、立候補予定者1人につき3人以内に限ります。

お問い合わせ 選挙管理委員会事務局(内線486)

## 本人通知制度を実施しています

同制度は、住民票の写しや戸籍謄本などを本人の代理人や第三者に交付したとき、事前に登録した人に対して、交付した事実を通知する制度です。これにより住民票の写しなどの不正請求の早期発見や抑制につながることが期待できます。

※同制度は、代理人や第三者が住民票の写しなどを取ることができないようにする制度ではありません。

登録できる人 本市の住民基本台帳に記録されている人、または戸籍に記載されている人

登録期間 無期限

※一部、更新が必要な場合があります。

登録方法 運転免許証や健康保険証など本人確認ができるものを持参し、市民窓口課へ(代理人の場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です)

通知内容 住民票の写しなどの種別、交付日、交付枚数(代理人に交付した場合、代理人の住所、氏名)

問い合わせ 市民窓口課(内線131、132)

## 第15回

## 障がい者雇用推進フォーラム

in 南河内

富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河内町、千早赤阪村と支援機関、事業所などが連携し、障がい者の雇用を地域で支える仕組みづくりについて考えるフォーラムを開催します。

とき 2月2日(土)、午後0時30分～4時

ところ ラブリーホール(河内長野市西代町12の46)

内容 ①基調講演、②就活スタイリッシュ教室、就活

メイクアップ教室、履歴書書き方教室、コミュニケーション講座など

参加費 無料

※①は当日、直接会場へ。

②は事前の申し込みが必要です(申込方法など詳しくは、お問い合わせください。)

お問い合わせ 同フォーラム実行委員会事務局南河内南

障害者就業・生活支援センター(☎53)6093・FAX(53)6095

## コンビニ交付サービスが一時休止します

本市では、マイナンバーカードを利用した証明書の「コンビニ交付サービス」を実施しています。

同サービスでは、住民票の写しや印鑑登録証明書、市・府民税証明書(現年度分)の発行ができますが、次の日は、システム点検のため、一時休止になりますのでご注意ください。

休止日 1月29日(火)、30日(水)

問い合わせ 市民窓口課(内線131)

## マイナンバーカードの日曜交付

マイナンバーカードを交付する休日窓口を次の日程で開設します。申請者本人がお越しください。

とき 1月6日(日)、2月3日(日)、午前9時～正午

ところ 市役所地下会議室(日曜窓口コーナー)

※持ち物など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 市民窓口課(内線131、132)

# パブリックコメントを実施します

パブリックコメントとは、市の基本的な政策や計画などを立案する過程において、その案を広く公表し、市民の皆さんから寄せられた意見を考慮し、市として意思決定するとともに、意見に対する市の考え方を公表する一連の手続きです。

今回、意見を募集するのは次のとおりです。

## ①空家等の適正管理に関する条例（素案）

「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されたことにより、適切に管理されていない空き家等の所有者に対し、市は助言・指導、勧告、命令、行政代執行が可能となりました。

しかし、長屋のような個々の空き住戸は同法の対象にならないことから、これらの空き家等においても助言・指導、勧告、命令などの措置ができるよう「空家等の適正管理に関する条例」の素案をまとめました。

## ②第3次都市計画マスタープラン（素案）

「都市計画マスタープラン」とは、「都市計画法」に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことを指します。

同マスタープランでは、おおむね20年後を展望しつつ、今後10年間の「まちづくりの具体的な指針」「都市整備の方針」「市全体や地域別のまちづくり構想」についてまとめました。

## ③緑の基本計画（改訂版）（素案）

「緑の基本計画」とは、「都市緑地法」に基づく緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画です。

平成19年3月に策定した計画より10年以上が経過し、人口減少、地球環境問題、農の担い手不足、財政的制約、生物多様性への配慮など、公園、緑地、農地などを取り巻く環境は大きく変化してきました。

さらに、関係法令の改正や上位計画の改定があったことから、このたび「緑の基本計画（改訂版）」の素案をまとめました。

## ④第2次人権行政推進基本計画（素案）

本市では、平成21年3月に策定した「人権行政推進基本計画」に基づき、市民の人権を確立・保障するさまざまな人権施策に取り組んできました。

このたび、現在の人権をめぐる社会情勢の変化に対応するため、「第2次人権行政推進基本計画」の素案をまとめました。

◇意見などの募集期間 いずれも1月4日(金)～31日(木)

◇素案の閲覧方法 いずれも1月4日(金)～、市役所（情報公開課および①は住宅政策課、②はまちづくり推進課、③はみどり環境課、④は人権政策課）、金剛連絡所、中央・金剛図書館、中央・金剛・東公民館、人権文化センター、Topic（きらめき創造館）、すばるホール、レインボーホール（市民会館）、総合福祉会館、けあばる、かがりの郷、保健センター、市民総合体育館、総合スポーツ公園、きらめきファクトリーまたは市ウェブサイト（パブリックコメントのページ）でご覧いただけます

◇意見などの提出方法 いずれも1月31日(木)（消印有効）までに、住所、氏名、電話番号、ご意見を記入し、はがき、封書、ファクス、Eメールで①は☎584-8511市役所住宅政策課 [FAX(24)0269・Eメールjyutaku@city.tondabayashi.lg.jp]、②は☎584-8511市役所まちづくり推進課 [FAX(24)0269・Eメールmatidukuri@city.tondabayashi.lg.jp]、③は☎584-8511市役所みどり環境課 [FAX(20)2072・Eメールmidorikankyo@city.tondabayashi.lg.jp]、④は☎584-8511市役所人権政策課 [FAX(25)9037・Eメールjinken@city.tondabayashi.lg.jp] へ

※直接持参も可。電話での受け付けはできません。なお、提出されたご意見は、反映できるように検討させていただきますが、個別に回答できませんのでご了承ください。

問い合わせ ①は住宅政策課（内線436）、②はまちづくり推進課（内線459、453）、③はみどり環境課（内線431）、④は人権政策課（内線472）

# 税制が改正されました

## ○配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

平成29年度の税制改正により、配偶者控除・配偶者特別控除が見直しされ、配偶者控除・配偶者特別控除の額が下表のとおり改正されました。

※個人住民税の適用は平成31年度（30年分）から、所得税の適用は30年分からになります。

### ■配偶者控除および配偶者特別控除の控除額 ※( )は所得税控除額

		納税義務者の合計所得金額 〔給与収入金額の場合〕			【参考】 配偶者の収入が 給与所得だけの 場合の配偶者の 給与等の収入金額
		900万円以下 (1120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1120万円超 1170万円以下)	950万円超 1000万円以下 (1170万円超 1220万円以下)	
配偶者控除	38万円以下	33(38)万円	22(26)万円	11(13)万円	103万円以下
	老人控除 対象配偶者	38(48)万円	26(32)万円	13(16)万円	
配偶者の合計所得金額 配偶者特別控除	38万円超 85万円以下	33(38)万円	22(26)万円	11(13)万円	103万円超 150万円以下
	85万円超 90万円以下	33(36)万円	22(24)万円	11(12)万円	150万円超 155万円以下
	90万円超 95万円以下	31(31)万円	21(21)万円	11(11)万円	155万円超 160万円以下
	95万円超 100万円以下	26(26)万円	18(18)万円	9(9)万円	160万円超 166万7999円以下
	100万円超 105万円以下	21(21)万円	14(14)万円	7(7)万円	166万7999円超 175万1999円以下
	105万円超 110万円以下	16(16)万円	11(11)万円	6(6)万円	175万1999円超 183万1999円以下
	110万円超 115万円以下	11(11)万円	8(8)万円	4(4)万円	183万1999円超 190万3999円以下
	115万円超 120万円以下	6(6)万円	4(4)万円	2(2)万円	190万3999円超 197万1999円以下
	120万円超 123万円以下	3(3)万円	2(2)万円	1(1)万円	197万1999円超 201万5999円以下
123万円超	0(0)万円	0(0)万円	0(0)万円	201万5999円超	

※納税義務者の合計所得金額が1000万円を超える場合は、配偶者控除および配偶者特別控除の適用を受けることができません。

問い合わせ 課税課（内線111、112、117）

# 冬の婚活運動会

in とんだばやし

本市では、結婚を真剣に考える若者世代に出会いの場を提供し、結婚へのきっかけとしていただくとともに、将来結婚に至った場合には優良な居住環境の下で安心して子育てができる本市への定住を働き掛けるた

め、本市主催の婚活パーティーなどを平成30年度中に複数回開催しています。今回はニユーススポーツをテーマに開催しますので、ぜひご参加ください。とき 2月16日(土)、午後1時～5時(午後0時30分～

受け付け) ところ 市民総合体育館 対象者 結婚を真剣に考える20歳からおおむね40歳までの人 定員 男女各32人 参加費 1000円 申し込み 1月7日(月)～、(株)トータルマリアージュサポート ☎050(3539)3837へ(申し込み先着順) ※事業に関するお問い合わせは都市魅力創生課(内線420)へ。

## 公開講座

楽しく知ろう!

特殊詐欺! 現状と防止対策



町総代会では、防犯対策に役立つ同講座を開催します。ぜひ、ご参加ください。とき 2月9日(土)、午後1時30分～3時

ところ すばるホール2階 小ホール 定員 100人(当日、直接会場へ) 受講料 無料 講師 府警察本部生活安全指導班ほか 問い合わせ 市民協働課内町総代会事務局(内線470)

## 給与支払報告書は1月31日(木)までに提出を

事業主は、給与の支払いを受けている従業員が1月1日に居住する市区町村の住民税担当課へ、総括表および給与支払報告書を1月31日(木)までに提出してください。

問い合わせ 課税課（内線111、112、117）

## 「納税通知書」および 「国民健康保険料決定通知書」の送付 用封筒に掲載する広告を募集します

本市では、財源の確保に努めるため、同封筒の裏面に掲載する広告を募集します。

**封筒使用期間** 平成31年4月1日(月)～翌年3月31日(火)

**広告の規格** 縦6㍓×横8㍓

**封筒の種類・印刷予定枚数・一斉送付時期**

### 《納税通知書》

①固定資産税用、4万4000枚、5月上旬

②市・府民税用、3万5000枚、6月上旬

③軽自動車税用、3万1000枚、5月上旬

※一斉送付時期以外にも、随時使用する場合があります。

※最低申込金額は①4万4000円、②3万5000円、③3万1000円です。広告掲載の基準を満たしており、①②③の順で申込金額が最も高い広告主に決定します。この順で先に決定した者は、他の封筒の広告主にはなりません。ただし、他に申込者がいない場合、この限りではありません。

### 《国民健康保険料決定通知書》

①本決定通知書用、1万7000枚、6月中旬

②保険証用、1万7000枚、10月中旬

※最低申込金額はいずれも1万7000円です。広告掲載の基準を満たしており、申込金額が最も高い広告主に決定します。

**申し込み** 納税通知書は課税課（内線110）、国民健康保険料決定通知書は保険年金課（内線150）でそれぞれ配布する封筒広告募集要項をご覧の上、封筒広告掲載申込書に必要事項を記入し、いずれも1月4日(金)～31日(土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時30分)に、それぞれの課へ（いずれも郵送可、必着）

※要項、申込書は市ウェブサイト（課税課または保険年金課のページ）からそれぞれダウンロードできます。

※広告掲載ができない業種・内容もありますので、詳しくはそれぞれの要項を参照ください。

## ご存じですか 宅地建物取引業 人権推進指導員制度

府では、宅地建物取引の場における同和地区への差別や、入居差別などをなくしていくため、業界団体と

連携し、「宅地建物取引業人権推進指導員」の養成に取り組んでいます。

本市でも、同指導員制度

の運営に協力しています。



同指導員がいる宅地建物取引業者は、

従業者に対して人権に関する教育や啓発をし、人権意識の高揚に取り組んでいます。

また、事務所にステッカーを掲示しています。

お問い合わせ 府建築振興課  
(☎06(6941)0351)

## ボートレースの収益金は 市のさまざまな事業に 役立てられています

本市を含む府内16市で構成されている「大阪府都市競艇企業団」は昭和27年に設立され、同企業団主催のボートレースを開催しています。

当初は戦災からの復興の財源確保を目的に、大阪狭山市にある狭山池においてボートレースを開催していましたが、干ばつなどのため、昭和31年より現在の大阪市住之江区に移転されました。

全市にある狭山池においてボートレースを開催していましたが、干ばつなどのため、昭和31年より現在の大阪市住之江区に移転されました。

過去5年間の配分金	
年度	本市配分金
平成25年度	6026万3788円
平成26年度	5623万4704円
平成27年度	3626万8200円
平成28年度	8366万8126円
平成29年度	8857万2554円

その貴重な財源は、教育施設や福祉施設などさまざまな公共施設の整備に充てるための基金への積み立てなどに活用されています。

お問い合わせ 商工観光課  
(内線480)



# 市営葬儀のご利用を

本市では、市民の皆さんに簡素で厳粛な葬儀を提供するために、市営葬儀を

実施しています。  
※内容など詳しくは、「富田林市営葬儀のご案内」をご覧ください(市ウエブサイト(衛生課のページ)からダウンロードもできます)。  
**対象者** お亡くなりになられた人が市民で、市内において葬儀をされる場合  
**市営葬儀指定業者**  
○(株)安楽社(甲田二丁目9の10) ☎(25)0042  
○(有)公栄社(富田林町24の4) ☎(23)2064  
○(株)花仙葬祭(富田林町24の17) ☎(23)2238  
○(株)花安(富田林町18の19) ☎(23)6526

**申し込み** 左上記の「市営葬儀指定業者」の中から選択し、標準プランか簡易プランのいずれかを選び、直接申し込んでください。  
※基本料金に含まれないオプションなどを任意に選択していただくこともできます。オプションについては「富田林市営葬儀のご案内」をご覧ください。  
**問い合わせ** 衛生課(内線143、147)



## 市営葬儀の利用料金

《お亡くなりになられた人が市民で、市内において葬儀をされる場合》

標準プラン		簡易プラン	
自宅または集会所などで葬儀される場合		富田林斎場の葬儀室で葬儀される場合	
大人	28万円	大人	26万円
小人	27万7000円	小人	25万7000円
19万8000円			

## 富田林斎場の使用料金

《お亡くなりになられた人が市民の場合》

<b>葬儀室使用料</b> ※午後5時～翌日午後1時(和室は翌日午後3時まで)。	5万円	
<b>霊安室使用料</b> ※24時間まで。	3000円	
<b>火葬室使用料</b>	大人	1万円
	小人	6000円
	死産児	4000円

## 南河内環境事業組合 入札参加資格申請を受け付け

同組合では、物品の買入れ・修理・売り払い、管理などの業務への入札参加資格申請を受け付けます。

**登録有効期間** 平成31年4月1日(月)より3年間

**申請書提出要領の配布** 1月31日(木)  
(土・日曜日、祝日を除く午前9時～5時30分)まで、同組合総務企画課(☎584-0054甘南備2345)で配布  
※同組合ホームページ [http://www.minamikawachi-kankyo.or.jp/] からダウンロードもできます。

**申請方法** 1月4日(金)～31日(木)(消印有効)に、申請書提出要領に基づき作成した書類を同組合総務企画課(☎(33)6584)へ郵送(持参不可)

本市では、家庭から出る生ごみを減量化・堆肥化する生ごみぼかしあえ容器用のぼかし剤を購入された世帯に補助金を交付しています。  
ただし、米ぬかなどの原材料は対象外です。  
同補助金の申請を1月4日(金)から2月28日(木)まで受け付けます。  
※補助金は一世帯につき年間16個まで、平成30年中に購入したぼかし剤が対象です。

**対象者** 市内に住所を有し、かつ生ごみぼかしあえ容器を使用している世帯  
**補助金額** ぼかし剤購入価格(消費税などは除く)の2分の1の額(10円未満は切り捨て)  
※購入店のポイントなどを利用し、割り引きを受けた場合は、割り引き後の金額が購入価格となります。  
**申請に必要なもの** ①レシート、領収書または購入店発行の販売証明書(原本)、②振込先と口座番号の分かるもの、③印鑑(認め印)  
※申請者、領収書(販売証明書)の氏名と振込先口座名義人は同じ人に限ります。  
**問い合わせ** 衛生課(内線144～146)

## ぼかし剤購入補助金の申請は1月から2月まで

医療事務・調剤事務就職希望者のための

## 現場見学会& マッチング交流会

就職活動中の若者や子育てをしながら働きたいと考えている女性などを対象に、現場見学会とマッチング交流会を開催し、就職に向けた支援をします。

### ①現場見学会

とき・ところ 1月28日(月)、午後0時40分、午後2時10分、午後3時40分に、レインボーホール(市民会館)集合  
※訪問先まではバスで移動。

### 事業承継セミナー

事業承継を円滑に進めるためのノウハウや、事業承継に何が重要なのかを認識していただくことを目的として、同セミナーを開催します。

とき 1月21日(月)、午後2時～4時30分

ところ 富田林商工会館

対象者 事業の承継を考えている人

定員 50人 参加費 無料

申し込み 1月7日(月)～、富田林商工会 ☎(25)1101)へ(申し込み先着順)

### 中小企業のためのサイバーセキュリティセミナー

パソコンがウイルス感染する様子を実際にご覧いただくなど、分かりやすくサイバーセキュリティ対策について解説しますので、ぜひご参加ください。

とき 2月8日(金)、午後3時～5時(午後2時30分～受け付け)

ところ 市消防本部

定員 50人 参加費 無料

申し込み 1月7日(月)、午前9時～、ファクスまたはEメールに会社の所在地、会社名、参加者の氏名、部署名、役職名、電話番号、ファクス番号、セミナーの情報源を明記し、(地独)大阪産業技術研究所 ☎0725(51)2512・FAX0725(51)2520・Eメールgyoumu\_seminar@tri-osaka.jp)へ(電話申し込み不可)

2階展示室

内容 市内の医療機関・医療関係企業が個別にブースを設け、勤務条件などについて説明

※1ブース当たり約30分。

対象者 市内で医療事務・調剤事務への就職希望者

※当日、直接会場へ(託児は要予約、定員5人)。

参加費 無料

申し込み ①は1月8日(火)、午前10時～21日(月)、午後5時に、②の託児は1月8日(火)、午前10時～24日(木)、午後5時に、(株)WAVEホームページ <https://www.w.waveltd.co.jp/fondaba-yashu/>へ(申し込み先着順)

問い合わせ 商工観光課(内線482)、(株)WAVE ☎06(6341)8500

## 「職業訓練ガイダンス」に参加してみませんか?

とき 2月1日(金)、3月1日(金)、午後2時～4時

ところ ハローワーク河内長野(河内長野市昭栄町7の2)

内容 職業訓練制度の説明、学校紹介、個別面談

参加費 無料

※申し込み方法など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ ハローワーク河内長野 ☎(53)3081

### 消費者啓発講座

はつきり断ろう!

あやしい儲け話や甘いワナ!

市消費生活センターに寄せられる事例などから身近な消費者トラブルを知り、適切な知識を身に付けるため、消費生活相談員による啓発講座を実施します。

とき ①1月30日(水)、②2月13日(水)、③15日(金)、④18日(月)、いずれも午後2時～3時30分

ところ ①市消防本部4階視聴覚室、②くすのきホール2階第1会議室(千早赤阪村水分263)、③河南

町役場4階大会議室南(河南町白木1359の6)、④太子町まちづくり観光交流センター2階第1会議室(太子町山田88)

内容 事例紹介、対処法、クーリング・オフの方法、食品ロスについてなど

定員 各20人(当日、直接会場へ)

受講料 無料

問い合わせ 商工観光課(内線483)

# 市立幼稚園臨時講師、 支援学級介助員・介添人、 特別介助員の登録を受け付け

## 対象者

- ① 幼稚園臨時講師  
幼稚園教諭免許を有する人、または3月31日(日)までに取得見込みの人
- ② 支援学級介助員・介添人  
幼稚園、小・中学校で、障がいのある幼児・児童・生徒の介助に関わる熱意のある18歳以上の人(介添人は小・中学校での登下校時

## の介添え

- ③ 特別介助員  
幼稚園、小・中学校で、障がいがあり医療的行為を必要とする幼児・児童・生徒の看護(看護師業務)および介助(ヘルパー業務)に関わる熱意のある18歳以上で、看護師または准看護師の資格を有する人

用する人を選考(②は面接を1月26日(土)に実施。①③は書類選考と面接を随時実施)により決定

**登録有効期間** 平成31年4月1日(月)～翌年3月31日(火)の1年間

**申し込み** 1月4日(金)～、教育指導室で配布する登録申込書に必要事項を記入し、②は4日(金)～15日(火)、①③は月々金曜日、いずれも午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日は除く)に、同室(内線363、365)へ

※登録申込書は、市ウェブサイト(教育指導室のページ)からダウンロードもできます。

## 市職員採用資格試験を実施します

### 試験職種と受験資格および採用予定人数

試験職種		受験資格		採用人数
障がい者を対象とした事務職(※)	上級	平成元年4月2日以降に生まれた人	大学(短期大学は除く)を卒業した人、または平成31年3月31日(日)までに卒業見込みの人	2人程度
	初級	平成6年4月2日から13年4月1日までに生まれた人	高等学校卒業程度の学力を有する人(事務職上級の受験資格を有する人は除く)	

(※) 申し込み時点で、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳のいずれかの手帳の交付を受けている人。

### 第1次試験

試験日 1月20日(日)

試験会場 市役所

試験内容 総合適性検査、面接試験

**実施要綱などの交付** 1月18日(金)(土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前9時～午後5時30分)まで、人事課、金剛連絡所で交付

※市ウェブサイト(人事課のページ)からダウンロードもできます。

**申し込み** 申込書に必要事項を記入し、1月18日(金)(土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前9時～午後5時30分)までに、人事課へ提出してください(郵送可、1月15日(火)までの消印有効)。

# 市非常勤職員(消費生活相談員)を募集

**受験資格** 消費者庁または国民生活センターが認定する「消費生活専門相談員」の資格を有する人

**任用期間** 平成31年4月1日(月)～翌年3月31日(火)の1年間

**勤務日** 月々金曜日のうち週4日勤務(祝日、年末年始は除く)

**業務内容** 消費生活相談業務

**採用人数** 1人

**試験日・内容** 2月16日(土)、書類審査・面接試験

※面接時間・場所について

は、申し込み時にお知らせします。

**申し込み** 1月21日(月)～2月13日(水)(土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時30分)に、所定の申込書に写真を貼って、必要事項を記入し、「消費生活専門相談員」資格証の写しを添えて商工観光課(内線483)へ(郵送不可)

※申込書、実施要領は、1月15日(火)より商工観光課で配布。市ウェブサイト(商工観光課のページ)からダウンロードもできます。

## (一財)市福祉公社「けあばる」職員募集

**募集職種・人数** 看護師=1人

※介護老人保健施設職員として採用予定。

**採用** 2月1日(金)以降

**申込書の配布・受け付け** けあばる総務課 [☎(28)8600] で配布する所定の申込書に写真を貼って、必要事項を記入し、資格証明書を添えて、同課へ(休館日を除く午前9時～午後5時)

※申込書は、けあばるホームページ[http://carepal.or.jp/]からダウンロードもできます。

※試験日は、後日連絡します。

## 男女共同参画特集

# 今「セクハラ」を考える

近年、世界的にセクシュアルハラスメント(セクハラ)への関心が高まっており、日本でもこれまで泣き寝入りしてきた被害者がセクハラ被害を告発するなどの動きがあります。

しかし、社会では「セクハラ」という言葉だけが広く知れ渡っているため、そもそも何がセクハラにあたるのか、その境界線が分かっていくという人も多いのではないのでしょうか。

被害者にも加害者にもならないために、今こそセクハラについて考えてみましょう。



### ■日常会話の中のセクハラ

セクハラとは、例えば体を触ったり、性的な冗談を執拗に言ったりするなど、相手の意に反する性的な接触や言動をいいます。主に職場での「性的嫌がらせ」を意味しますが、最近では職場以外の場所も含めて、性差別的な発言など広い場面で使われることもあり、加害者が男性、被害者が女性というケースだけではなく、同性間や、男性が被害者になるケースもあります。

### ■セクハラとは?

これらに共通することは、「結婚して子どもを持つのは当然だ」「男(女)とはこういうものだ」というような思い込みによる発言であるという点です。価値観は人それぞれで、性別や年齢などによって生き方や考え方を縛ったり、相手の尊厳を否定したりすることは許されません。

### ■相手との関係性

セクハラはパワーハラスメント(職場などでの優位性を利用した嫌がらせ)を伴うことが多々あります。そのため、両者の関係性として、自分よりも目上の人だったり、上司と部下や学校の先生と生徒だったりした場合、被害者が被害を訴えることでその後の生活や仕事などに支障が出ることを恐れ、結果として泣き寝入りせざるを得ない状況になる場合があります。

しかし、セクハラは重大な人権侵害で相手の尊厳を傷つける行為です。もし被害にあったら、ハラスメント行為が深刻化する前に信頼できる人に相談するか、明確に「ノー」と意思表示することが大切です。

また、加害者にならないために、相手との力関係に配慮し「これくらいなら大丈夫だろう」と勝手に判断

しないことがセクハラを防ぐ第一歩となります。

### ■セクハラをなくすために

セクハラはこれまで、「それくらい我慢しろ」「被害者にも隙があった」「セクハラされるのは魅力があるからだ」「そんな格好をしている方が悪い」など、被害者が矮小化されたり、被害者が責められたりすることも多く、そのほとんどが表面化してきませんでした。

しかし、インターネットやSNS(ソーシャルネット

トワーキングサービス)の普及から、セクハラなどの性被害が可視化されるようになり、被害の深刻さが広く知られるようになりました。

セクハラ被害者は圧倒的に女性が多いですが、その根本にあるのは女性軽視です。女性は男性を楽しませたり、癒したりするため存在するのではなく、男性と同じく人格のある対等な一人の人間であるということを理解することが重要です。

問い合わせ 人権政策課 (内線474)

## 男女共同参画フォーラム

### ■男女が共に生きやすい社会を! ~講演会「気付いていますか? 知っていますか?セクハラ~なぜNOと言えないのか」~

セクシュアルハラスメント(セクハラ)はなぜ起こるのでしょうか。

牟田 和恵さん(大阪大学人間科学研究科教授)を講師に招き、「被害者がNOと言えないのはどうして?」「どこからがセクハラになるの?」など、はっきりとした境界線がないセクハラの事例について、その構造を解き明かします。

とき 2月2日(土)、午後1時20分~3時

ところ すばるホール2階小ホール

定員 200人(当日、直接会場へ)

参加費 無料

※手話通訳・要約筆記あり。

※男女共同参画センターウィズ登録団体のパネル展示も開催。

※託児あり(定員5人、おおむね2歳~就学前の幼児対象、当日直接会場へ)。

問い合わせ 人権政策課(内線474)